

平成29年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年5月29日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月29日 午前10時00分		
	閉 会	5月29日 午前10時52分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	座間味 薫	1	與 儀 常 次
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津	社会教育課補佐 兼社会教育係長	嘉 陽 健
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成29年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成29年5月29日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第31号	平成29年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第32号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
6	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
7	報告第2号	専決処分の報告について	報 告
8	報告第3号	専決処分の報告について	報 告
9	同意案第3号	固定資産評価員の選任について	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成29年第3回今帰仁村議会臨時会、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第3回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 座間味 薫議員及び1番 與儀常次議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第31号 平成29年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第31号

平成29年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,917万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月29日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		20,660	22,638	43,298
	1 寄 附 金	20,660	22,638	43,298
19 繰 入 金		174,386	313	174,699
	1 繰 入 金	174,386	313	174,699
歳 入 合 計		5,666,227	22,951	5,689,178

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		575,780	22,638	598,418
	1 総 務 管 理 費	452,449	22,638	475,087
10 教 育 費		658,964	313	659,277
	6 保 健 体 育 費	194,846	313	195,159
歳 出 合 計		5,666,227	22,951	5,689,178

これらの補正の詳細の内容につきましては、担当課長より説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

6ページ、歳入のほうです。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金のほうです。補正額が2,263万8,000円です。その内容は、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の1節寄附金です。

続きまして7ページは繰入金ですけれども、少額のためお目通しください。

それから歳出のほうです。8ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費です。内容としましては、今帰仁村うるおいと安らぎのあるむらづくり応援基金の2,263万8,000円の積立金となっています。

9ページのほうは、10款、6項、1目です。お目通しください。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。歳入歳出一括でお願いします。質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 質疑いたします。

9ページです。村の遊具の調査業務ですが、この詳細、遊具は幾つなのか、どういったものを予定しているのか。その辺の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

遊具につきましては、詳細、中身ということで理解しておりますが、遊具については去る3月議会のほうでも説明しておりますけれども、まず、よちよち・とことこ・ぐんぐんエリアとか、そういったエリアに分けて説明したつもりでございます。まず初めに、遊具の対象年齢を設定しまして、ゼロ歳から3歳まで、3歳から6歳のエリアに分けております。ゼロ歳から3歳エリアについては、よちよちエリアと称して、はいはいから伝い歩きの子を対象として、保護者が見守れるようにベンチがあり、低いすべり台とか、パネル遊びのできるものとか、小さい子ですので、3分の2ほどをまたパーゴラで影をつくるというような、子供たちの発達を考慮しながら、複合遊具をセットするというので、3月議会にも説明しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 3月に説明しているということでしたが、資材の単価調査は今から始めるのですか。答弁を求めます。ちょっと遅い気がするのですが。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

遊具資材単価調査業務ということで、今回、補正のほうに計上しておりますけれども、発注に向けての遊具資材の単価ということで、去年計画して、今回発注して工事に入るという段階でございまして、それが当初予算に盛り込んでいなかったということで、今回、長い時間を置くとその効力はなくなるということで、調査をするために委託料として計上しているところでございます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 歳入、歳出です。一般寄附金2,263万8,000円。そのままの金額で財産管理費の積立金ということで、同じ金額になっていきますけれども、積立金はトータルで今幾らありますか。お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま1番與儀議員の質疑について説明いたします。

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金積立金の現在高というご質疑だと思いますけれども、前年度の利息分に関しては、若干、端数は出ますけれども、これを考慮に入れないで、この寄附金を入れて積み立てた場合の額は、現在で1億5,000万円程度。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 財産管理費の積立金そのまま入って、トータルで1億5,000万円あるということですが、これから将来について、建設基金とかいろんな基金に回すことはできるのかどうか。可能なのかお伺いします。この積立金は普通の積立金ですよね。建設費とか基金とかに回せるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの1番議員の質疑について説明いたします。

基本的に今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金は、条例によって目的がありますので、その目的のために今後使っていくという基本スタンスは一緒です。それで、3番目に特に村長が認めるものというのがありますけれども、その中で、今おっしゃっている庁舎云々するかというのは、また次の段階の判断かと考えています。要は、基本は目的のものに使うということで考えています。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 庁舎を建てるときに、もしお金が足りないとか云々の場合は、村長判断で使えることは可能ということで理解してよろしいですか。というのは、国頭村も大宜味村も、10億円近くの建設基金があるけど、ワッターはありませんので、どうにか建設にこぎつけるのはまだまだお金が足りないと思っておりますので、一応スタートして、足りないということになった場合は、これに回すことは可能ということで理解していいですか。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

その5項目のうち、先ほども説明しましたがけれども、その他村長が必要と認める場合、そういうただし書きがあって、そこを活用、その残分をどのぐらいやっていくかというのは、そういった状況になったときに、判断していく材料だと考えています。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 平成29年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 平成29年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第32号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 説明いたします。

議案第32号

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億471万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,273万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月29日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		304,005	304,712	608,717
	1 国民健康保険税	304,005	304,712	608,717
歳入合計		2,068,027	304,712	2,372,739

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		1	304,712	304,713
	1 繰上充用金	1	304,712	304,713
歳出合計		2,068,027	304,712	2,372,739

以上、補正の内容の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 先ほどご提案がありましたが、今回、平成28年度の決算において、収入不足が見込まれる国民健康保険税特別会計の繰上充用に必要な歳入歳出の補正を計上してあります。今回、3億471万2,000円を、この額につきましては、国民健康保険特別会計におけるこれまでの累積赤字の額となります。

6ページをごらんください。歳出で、繰上充用金3億471万2,000円を計上してございます。この繰上充用金の財源として、5ページの歳入で、保険料の現年課税分並びに滞納繰越分をもって充てております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 毎年、3億円以上の繰上充用で出ていますけれども、今後、県云々で、国も方針で平成30年まで赤字を解消しないと県に移行できないということを前々から聞いておりますけれども、これは今帰仁村だけの問題ではないと思っています。県全体、各市町村、抱えて、大きい市町村は余計大きいランドセルを背負っていると思っていますけれども、今後の計画、県でも村でも、どのように進んでいくのか。これそのままだったら赤字解消できなくて、県に移管できないような格好なのか。それについて、県はどのような方法で対応しようとしているのか。わかる範囲でいいですから、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいま1番 與儀議員の質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃるように平成30年度に保険者が県に移行するという事に当たりまして、各市町村が抱えている赤字については、基本的にはゼロベースでということをおっしゃっております。この考えについては、県もまだその方向で示しているところがございます。今後、この今帰仁村としても3億円ほどの赤字をどのようにしていくかということは、大変頭が痛い課題でもございますけれども、もちろんこれから医療費の削減も含めて、税の見直しをしたほうがいいのか、あるいは一般会計からの繰り入れを今以上にできるのかというところを非常に慎重に議論をしていきたいところがございます。県が赤字をゼロベースでということは、強くその考えでありますので、今後、県とも、もちろん国への要請も含めて、村としては早急に動いていきたいと考えているところがございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

（1）第36条の2第1項の規定による申告書

（2）第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

（1）第36条の2第1項の規定による申告書

（2）第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を

「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から

第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損

失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延

長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該)とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む)」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む)」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日
(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の今帰仁村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成28年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の今帰仁村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項におい

て「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 村長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを今帰仁村税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（今帰仁村税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
 - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

専決処分の詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 承認第1号、今帰仁村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律などが平成29年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されることから、今帰仁村税条例の一部を改正する必要があるため、同年3月31日に専決処分したものです。

今回の改正につきましては、国から示された準則に従い、改正を行いました。法律の改正による条文の

整備や軽微な加除、修正等については説明を省略し、村の税務行政の遂行と納税者と密接にかかわりのある主な改正事項について、その概要を説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いします。右側が現行、それから左側が改正後（案）となっております。まず第33条第4項及び第6項についてですが、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る主要な措置となっております。特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡について、源泉徴収がある特定口座に係る所得については、従前より申告不要制度、総合課税、申告分離課税の選択について、納税者が任意に選択できましたが、平成29年4月1日から所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されたことによる規定を整備するものとなっております。

新旧対照表の2ページから7ページまでは説明を省略いたします。

新旧対照表8ページをお願いします。第61条の2第1項から3項までについてですが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の割合を定める規定の追加となっております。児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を得た者が、直接事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするもので、国が定めた範囲の中で示された参酌基準を採用しております。

新旧対照表9ページから11ページまでは説明を省略いたします。

新旧対照表12ページをお願いします。条例では附則第8条第1項についてということで、その中で地方税法附則第6条第4項に規定する肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を平成33年度まで延長するものとなっております。

新旧対照表13ページをお願いします。附則第10条の2第17項について、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の規定について、地方税法の改正により追加するものです。第17項については、地方税法附則第15条第44項に規定する平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に、政府の補助を受けた者が児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、政府の補助を受けた特定事業所内保育施設に係る固定資産税について、課税標準額に2分の1を乗じた額とするもので、特例は5年度分の固定資産税に限ります。平成30年度分の固定資産税から適用となります。附則第10条の2第18項についてですけれども、地方税法第15条第45項の規定により、都市緑地法の規定より指定された緑地保全緑化推進法人について適用される特例ですが、本村では該当がございませんが、準則に従い追加しております。

新旧対照表16ページをお願いします。附則第10条の3第9項について、地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について、規定を追加するものとなっております。

新旧対照表17ページをお願いします。附則第10条の3第10項について、地方税法附則第15条の9の2第4項に規定する熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について、規定を追加するものとなっております。

新旧対照表18ページをお願いします。附則第16条第5項についてですが、電気自動車及び天然ガス軽自動車で、総務省令で定める一定の燃費基準を達成した軽自動車について、平成29年4月1日から平成30年

3月31日までの間に新規登録した車両については、平成30年度分の軽自動車税に限り、税率のおおむね100分の75を軽減するものとなっております。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規登録した車両については、平成31年度分に限り軽減するものとなっております。

新旧対照表19ページをお願いします。附則第16条第6項です。軽自動車のガソリン車で、2020年度燃費基準プラスの30%達成車については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規登録した車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税率のおおむね100分の50%を軽減。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規登録した車両については、平成31年度分に限り軽減するものとなっております。附則第16条第7項について、軽自動車のガソリン車で2020年度燃費基準プラスの10%達成車について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規登録した車両については、平成30年度分の軽自動車税に限り、税率のおおむね100分の25を軽減。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規登録した車両については、平成31年度分に限り軽減するものとなっております。附則第16条の2第1項についてですが、附則第16条第2項から第7項までの税率の特例について、規定に定め、一定の燃費基準等については、国土交通大臣の認定等に基づき判断するものとなっております。

新旧対照表20ページをお願いします。附則第16条の2第2項、減税対象者に係る軽自動車税について不足額が生じた原因が、偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の認定を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定を取り消したものであるときは、当該認定を申請した者を当該不足額に係る軽自動車税に関する規定を適用するものとなっております。附則第16条の2第3項については、前条の規定が適用された場合は、当該不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算するものとなっております。附則第16条の2第4項については、第19条に規定する納期限については、第16条の2第2項の規定の適用を除くものとして規定しております。

新旧対照表21ページをお願いします。附則第17条の2第1項及び第2項、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得等に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものとなっております。

以上が今回の条例の改正の主な概要となっております。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
日程第6. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 先ほど提案がありました今帰仁村国民健康保険税条例の一部改正に対するご説明を申し上げます。

今回の税の改正についてでございますが、軽減措置の拡充が図られることとなります。平成26年度から4年連続の拡充を図っておりますが、今回は課税限度額の引き上げは行っておりません。皆様もご承知のとおり軽減措置でございますが、低所得者への対策として、図られている制度でございます。現在、7割、5割、2割の軽減がございますが、今回の提案では5割軽減、そして2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げでございます。第23条第2号中の26万5,000円を27万円に改めると言いますのは、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げでございます。被保険者数の人数に乗すべき額の引き上げでございます。あわせて、同条3号中の48万円を49万円に改めると申しますのは、2割軽減の対象となる世帯に対する基準額の引き上げでございます。いずれも、被保険者数の人数に乗すべき額の引き上げとなっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第7. 「報告第2号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	運天漁港防砂堤工事
議決された契約の金額	69,120,000円
専決処分した契約の金額	1,931,040円

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成29年4月7日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

次のページに契約書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご報告いたします。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

日程第8. 「報告第3号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

- 中原茂仁 副村長

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	運天漁港-3.5m航路浚渫工事（2工区）
議決された契約の金額	52,920,000円
専決処分した契約の金額	1,206,360円

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成29年4月7日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

次のページに契約書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご報告いたします。

- 東恩納寛政 議長 日程第9. 「同意案第3号 固定資産評価員の選任について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。
- 喜屋武治樹 村長

同意案第3号

固定資産評価員の選任について

上記の同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所 今帰仁村
氏 名 中原 茂仁
生年月日 昭和53年

平成29年5月29日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提 案 理 由

地方税法第404条第2項の規定によって、この同意案を提出します。

履歴書を添付してありますのでご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 同意案第3号について質疑いたします。

これは、任期とかはないのでしょうか。説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田場盛史住民課長。

○ 田場盛史 住民課長 ただいま9番 山城議員の質疑について説明いたします。

これは原則なのですが、固定資産評価員の任期については、別段の定めがないということですので、任期を条例で定めることはできないとなっておりますので、任期についてはその定めがないということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時51分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時51分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意第3号 固定資産評価員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「同意第3号 固定資産評価員の選任について」は、承認することに決定しました。

次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前10時52分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次